

# 子どもの権利保障をするための条例に向けた論点整理・見解

2025年10月24日

日本共産党市議団

## 【経過】

教育福祉委員会による協議、先進地視察、議会全体での研修会の実施。

## 【論点整理】

(1) 条例は、「理念」のみとせず、総合的な内容が求められている。

★条例制定をする上で認識しておくべきこと。

国では、「こども基本法」の施行（令和5年（2023年）4月）、こども家庭庁の発足（同年6月）、子ども・子育て支援法や子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正、「こども性暴力防止法」の成立（令和6年（2024年）6月）などの取り組みが大きく広がっている。また千葉県でも取り組みを国同様に広げている。

さらに流山市では、こどもや子育て家庭を取り巻く課題は多様化しているため、状況に応じて対応していくため、「子ども計画」策定（R7（2025）年3月）し、R11（2029）年度までの事業計画を明確にした。

いっぽう本市人口（4月1日付住民基本台帳登録）のうち、0～29才までの人口は6万4千人弱にも及ぶ。小中学生だけでもわずか10年間で1.4倍化し、要配慮児童（通所サービス受給者書保持児童）は5年間で2.5倍化している。そのもとで虐待・DV防止相談件数は2千件超（5年間で2倍弱）、いじめや不登校など小中学校における相談も年々増加し、直近では3千件超にも及ぶ。以上のことから、子どもの権利に関する条例制定は、「理念」にとどめることなく、全ての子どもへの寄り添いと、きめ細やかで切れ目のない支援体制、そしてこどもの人権擁護等への制度創設等、全庁的な視点に立った取り組みが求められる。

(2) 条例を練り上げるうえで、取り組みを整理する。

★「我が事」として条例を受け止める期間・機会を丁寧に設ける。

子どものアンケート（小中学校や高校、大学等）、関係団体（学校、PTA、生徒会、民間保育園協議会、私立幼稚園関係者、児童発達支援の関係機関、青少年指導員等）との意見交換、パブリックコメントなどきめ細やかに、そして丁寧に声を拾い上げるには、公平公正さと、社会的信頼、継続的で専門性を有する機関の取り組みが必要である。

★条例制定はゴールではなく、実際の運用がカギ

今後、子どもの権利擁護の新組織の立ち上げに加え、子ども計画のPDCAは子ども子育て会議、もしくは別組織（新組織立ち上げ）による専門的な評価が求められる。また子どもの声（政策）を全庁的・組織的に検討するためには、予算要望のような行政の内部スケジュールへの位置づけが不可欠となる。以上のことから、人事権・予算権を持ち、行政内部のスケジュール管理に関与する組織の関わりが不可欠である。

### （3）本市独自の課題、今やるべきことは何か

こども家庭センターがR8年度～新設される。新体制により、現在行っている様々な市民サービスを確実に実施するとともに、PDCA、人材育成、新サービスの検討等に着手する必要がある。また現在作成中の「こどもの意見表明・参加に関する手引き（庁内向け）」の策定・徹底も必要となる。

### 【現時点での結論】

（1）条例制定の必要性の高まりや教育福祉委員会での取り組みを踏まえ、2026年第1回定例会に条例制定に向けた作業開始を求める決議を発議する。

決議案については、条例の「早期」策定ではなく、新組織立ち上げと市民への定着、確実な市民サービスの遂行、新組織立ち上げのメリットを生かした新たな市民サービスの着手を優先し、順次、条例策定に向けた諸作業の着手を求める。

（2）議会（合議体）として、子ども計画の事業進捗及び、条例制定に向けた取り組みの進捗を確認する体制や年間スケジュールへの位置付ける。